しんきん定期性総合口座取引規程

（決済用総合口座取引規程）

令和８年９月１５日改定

長岡信用金庫

第１条（総合口座取引）

（１） 次の各取引は、しんきん定期性総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

① 普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じです。）

② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）

③ 定期積金

④ 第２号の定期預金・第３号の定期積金を担保とする当座貸越

（２） 普通預金については、単独で利用することができます。

（３） 第１項第１号から第３号までの各取引については、この規程の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規程により取り扱います。

第２条（取扱店の範囲）

（１） 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻し（当座貸越を利用した普通預金の払い戻しを含みます。）ができます。

（２） 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預け入れは一口１０，０００円以上（ただし、中間利息定期預金預け入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預け入れは当金庫所定の金額以上、定期積金の掛込残高は１，０００円以上とします。これらの預金の預け入れ、解約または書替継続は当店のみで取り扱います。

第３条（証券類の受け入れ）

（１） 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、令和９年１月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和９年３月２７日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（２） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地は、あらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

（４） 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

（５） 証券類の取り立てのためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第４条（振込金の受け入れ）

（１） 普通預金には、為替による振込金を受け入れます。

（２） 普通預金への振り込みについて振込通知の発信金融機関から、重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

第５条（受入証券類の決済、不渡り）

（１） 普通預金に証券類を受け入れたときは、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。その払い戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（２） 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落し、その証券類は当店で返却します。

（３） 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第６条（定期預金の自動継続）

（１） 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期性預金（担保明細）欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

（２） 継続された預金についても前項と同様とします。
（３） 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申し出てください。

第７条（預金の払い戻し等）
（１） 普通預金の払い戻しまたは定期預金もしくは定期積金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証番号）により記名押印（または暗証番号）して、通帳とともに提出してください。
（２） 前項における普通預金の払い戻しまたは定期預金の解約、書替継続手続に加え、普通預金の払い戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払い戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続を行いません。
（３） 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
（４） 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第８条（預金利息の支払い）
（１） 普通預金（ただし、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、普通預金に組み入れます。
（２） 定期預金の利息は、元金に組み入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

第９条（定期積金の支払い時期）
（１） 定期積金の給付契約金は、掛金の払い込みが完了していない場合を除き、満期日に払戻請求書なしで普通預金へ入金いたします。
（２） 普通預金へ入金したうえは、通帳記載の（総合口座定期積金入金控えを含みます。）は無効とします。

第 10 条（当座貸越）
（１） 普通預金について、その残高をこえて払い戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金・定期積金を担保とし、不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金のうえ払い戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越をもって定期積金の掛金払込みは自動支払いいたしません。
（２） 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金および定期積金の掛込残高の合計額の９０％（１円未満は切捨てます。）または３００万円のうちいずれか少ない金額とします。
（３） 第１項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れまたは振り込まれた資金（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第１２条第１項第１号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

第 11 条（貸越金の担保）
（１） この取引に定期預金・定期積金があるときは、第２項の順序に従い、その合計額について３３４万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
なお、定期積金に対する質権設定手続は当金庫所定の方法によるものとします。
（２） この取引に定期預金・定期積金があるときは後記第１２条第１項１号の貸越利率の低いものから順次担保とします。定期預金および定期積金を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金を担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金・定期積金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
（３） ①貸越金の担保となっている定期預金および定期積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第２項により算出される金額については、解約された預積金の金額または（仮）差押にかかる預積金の全額を除外することとし、前各項と同様の

方法により貸越金の担保とします。
②前各号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

第 12 条（貸越金利息等）

（１） ①貸越金の利息は、付利単位を１００円とし、毎年３月と９月の当金庫所定の日に、１年を３６５日として日割計算のうえ普通預金から引き落しまたは貸越元金に組み入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「２年以上」の利率に年０．５％を加えた利率

B. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年０．５％を加えた利率

C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年０．５％を加えた利率

D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年０．５％を加えた利率

E. 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利率に年０．７％を加えた利率

② 前号の組み入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金・定期積金の全額の解約により残高が零となった場合には、第１号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

（２） 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

（３） 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年１８．２５％（年３６５日の日割計算）とします。

第 13 条（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１） この通帳および総合口座定期積金入金控もしくは印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。

（２） 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３） この通帳または印章を失った場合の普通預金の払い戻し、解約、定期預金の元利金ならびに定期積金の給付契約金の支払い、または通帳および総合口座定期積金入金控の再発行は、当金庫所定の手続をしたあとに行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（４） 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（５） 通帳を再発行（汚損による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

第 14 条（成年後見人等の届出）

（１） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

（２） 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。

（３） すでに補助・保佐・後見が開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、直ちに書面によって届け出てください。

（４） 前３項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも、直ちに書面によって届け出てください。

（５） 前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 15 条（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証番号）を届出の印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 16 条（盗難通帳による払い戻し等）

（１） 盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しまたは不正な解約、書替継続による払い戻し（以下、本条において「当該払い戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることとその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２） 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除きます。）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３） 前２項の規程は、第１項にかかる当金庫への通知が、通帳盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４） 第２項の規程にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合に、当金庫は補てんしません。

① 当該払い戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A. 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（５） 当金庫が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合において同様とします。

（６） 当金庫が第２項の規程により補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（７） 当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払い戻しを受けた者その他第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第 17 条（即時支払）

（１） 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申し立てがあったとき

② 相続の開始があったとき

③ 第１２条第１項第２号により極度額をこえたまま６か月を経過したとき
④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

（２） 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
① 当金庫に対する債務のひとつでも返済が遅れているとき
② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
③ 定期積金掛金の払い込みが６か月以上遅れているとき

第 18 条（取引の制限等）

（１） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払い戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２） 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払い戻し等の本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３） 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出てください。届け出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合には、入金、振込、払い戻し等の本規程に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（４） 前第 1 項から第３項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第 19 条（解約等）

（１） 普通預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印してこの通帳および総合口座定期積金入金控とともに、当店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
なお、この通帳に定期預金・定期積金の記載がある場合で、定期預金および定期積金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)または定期積金証書を発行します。

（２） 前項の解約の手続に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約の手続を行いません。

（３） 第１項における記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。

（４） 第１７条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

（５） 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、この取引の停止または解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
① 預金口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
A. 暴力団
B. 暴力団員
C. 暴力団準構成員
D. 暴力団関係企業
E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為
④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

第 20 条（差引計算等）

（１） この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取り扱うことができるものとします。
① この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金および定期積金を払い戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
② 前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

（２） 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金および定期積金の利率（利回り）はその約定利率（利回り）とします。

第 21 条（譲渡、質入れの禁止）

（１） 普通預金、定期預金および定期積金その他のこの取引にかかる一切の権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

（２） 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第 22 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１） この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を保証するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（１） 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（２） 第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（３） 第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（４） 第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあ

るときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 23 条（手数料の取扱い）

（１） 未利用口座管理手数料

① 未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。

② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には未利用口座となります。

③ この預金が未利用口座となりかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。

④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。

⑤ 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

⑥ 解約された口座の再利用はできません。

（２） その他手数料

① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落しいたします。

② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

第 24 条（規程の変更等）

（１） この規程の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

（２） 前記（１）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上